

「E B P M推進アドバイザー業務委託」の参加者の有無を
確認する参加意思確認書等の提出に係る公示

次のとおり、参加意思確認書等の提出を招請します。

令和8年4月1日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 当該招請の主旨

本事業については、E B P Mに係る専門知識や行政機関等での評価の実例を踏まえたコンサルティングが必要であることから、株式会社メトリクスワークコンサルタンツを相手方とする委託契約を締結する予定としているが、当該団体以外で下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書等の提出を招請する公募を実施する。

応募の結果、下記「5 応募要件」に掲げる要件を満たすと認められる者がいない場合は、当該団体との契約手続きに移行する。

なお、「5 応募要件」に掲げる要件を満たすと認められる者がいた場合にあっては、当該団体と応募者に対してプロポーザル方式による企画競争による提案書の提出を求めるものである。

2 業務名

E B P M推進アドバイザー業務

3 業務目的

本県におけるE B P Mの推進に当たり、事業の実証分析・効果検証を見据えた事業実施デザインの作成や対象事業の実証分析・効果検証等、高度な専門性が要求される業務を実施する必要があるため、事業評価やデータ分析を専門とする者に対し、E B P M推進アドバイザーとしてコンサルティング業務を委託するものである。

4 業務内容及び委託期間

(1) 業務内容

別紙「E B P M推進アドバイザー業務委託仕様書」のとおり

(2) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5 応募要件

(1) 実証分析・効果検証を見据えた事業実施デザインの作成及びデータ分析・実証分析・効果検証等を行うE B P Mコンサルティングの実績があること。

(2) 過去に県との契約がある場合、すべて誠実に履行していること。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「審査要領」という。）に基づき入札参加資格を取得した者に係る事項を一般の閲覧に供したもの（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (5) 入札参加資格者名簿の業務種目「大分類4調査・研究、小分類1調査・研究（社会経済分野）」及び「大分類8情報・通信サービス、小分類4データ処理」に登録されており、格付区分がA、B又はCの者であること。

6 手続

- (1) 担当部課 岡山市北区内山下2丁目4番6号
岡山県総合政策局政策推進課 推進班
TEL (086) 226-7866

(2) 応募書類の入手方法

令和8年4月1日（水）から令和8年4月10日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に上記（1）の担当部課において配布する。また、岡山県庁のホームページからダウンロードすることができる。

（配布書類）

- ・業務企画提案説明書
- ・参加意思確認書（様式第1号）
- ・業務企画提案書（様式第2号）

(3) 参加意思確認書の提出期間等

- ア 提出期間 令和8年4月1日（水）から令和8年4月10日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 上記（1）に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送による（提出期間内に必着のこと）

(4) 業務企画提案書の提出期間等

- ア 提出期間 令和8年4月13日（月）から令和8年4月20日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 上記（1）に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送による（提出期間内に必着のこと）

7 審査基準

(1) 業務企画提案書の提出者の選定基準

上記6（3）アの提出期間内に提出のあった参加意思確認書を審査し、上記5の応募要件を満たしている者を業務企画提案書の提出者として選定する。

(2) 業務企画提案書の審査基準

上記6（4）アの提出期間内に提出のあった業務企画提案書について、別途設置する審査委員会において、業務企画提案説明書8に示す評価項目ごとに評価を行い、それぞれの評価点の合計が最高点の業務企画提案書を提出した者をEBPM推

進アドバイザー業務委託の委託先候補として特定する。

なお、業務企画提案書の内容について、ヒアリングを実施する場合がある。

8 審査結果の通知

上記7（1）及び（2）の審査基準に基づく審査後、それぞれ書面により通知する。

9 その他の留意事項

- （1） 手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- （2） 提出期間内に参加意思確認書を提出しない者及び業務企画提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった者は、業務企画提案書を提出することができない。
- （3） 参加意思確認書及び業務企画提案書の作成、提出、ヒアリング等に要する費用は、応募者の負担とする。
- （4） 関連情報を入手するための照会窓口は、上記6（1）に同じ。
- （5） 提出された書類は、返却しない。
- （6） 提出された参加意思確認書及び業務企画提案書は、業務企画提案書の提出者の選定及び業務企画提案書の特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- （7） 提出期間終了後における参加意思確認書又は業務企画提案書の差替え及び再提出は、認めない。
- （8） 参加意思確認書又は業務企画提案書に虚偽の記載をした場合は、これを無効とする。

以上公示する。